

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308302号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事  
・ 指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）等の施行に伴い、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第80号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

については、当該基本指針及び改正法等に即した動物愛護管理推進計画の変更等に格段の御配慮をお願いする。